

# 1

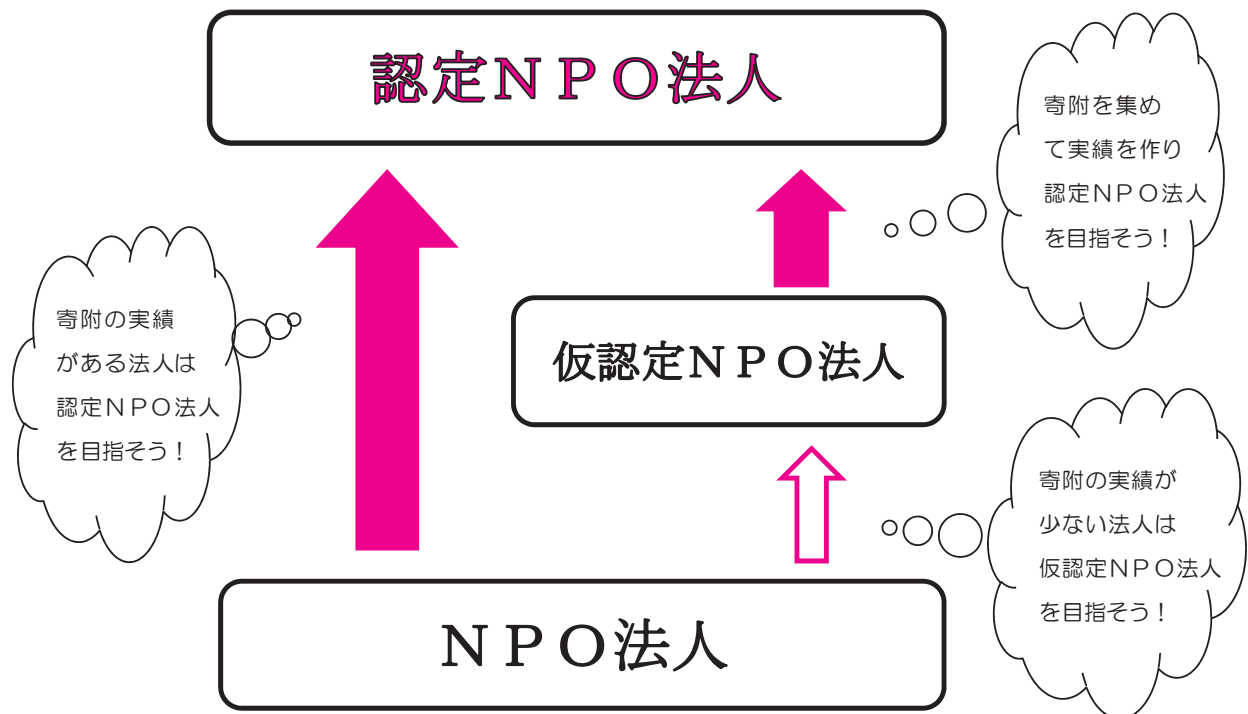
## 認定NPO法人制度の概要

# 1. 認定NPO法人、仮認定NPO法人とは？

認定NPO法人制度は、NPO法人の活動を支える寄附金を集めるための制度です。認定NPO法人になると、寄附をした人等が納める税金やNPO法人自身が納める法人税等について優遇措置が受けられます。認定NPO法人になるためには、組織の運営や事業活動の内容が適正で、公益の増進に資するNPO法人として所轄庁から認定を受ける必要があります。

仮認定NPO法人は、設立5年以内の法人に限り（平成27年3月31日までは全てのNPO法人が仮認定の申請をすることができます。）認定基準を一部免除したうえで、所轄庁が仮認定をした法人です。したがって仮認定NPO法人は、認定NPO法人に比べて税金の優遇措置が制限されています。

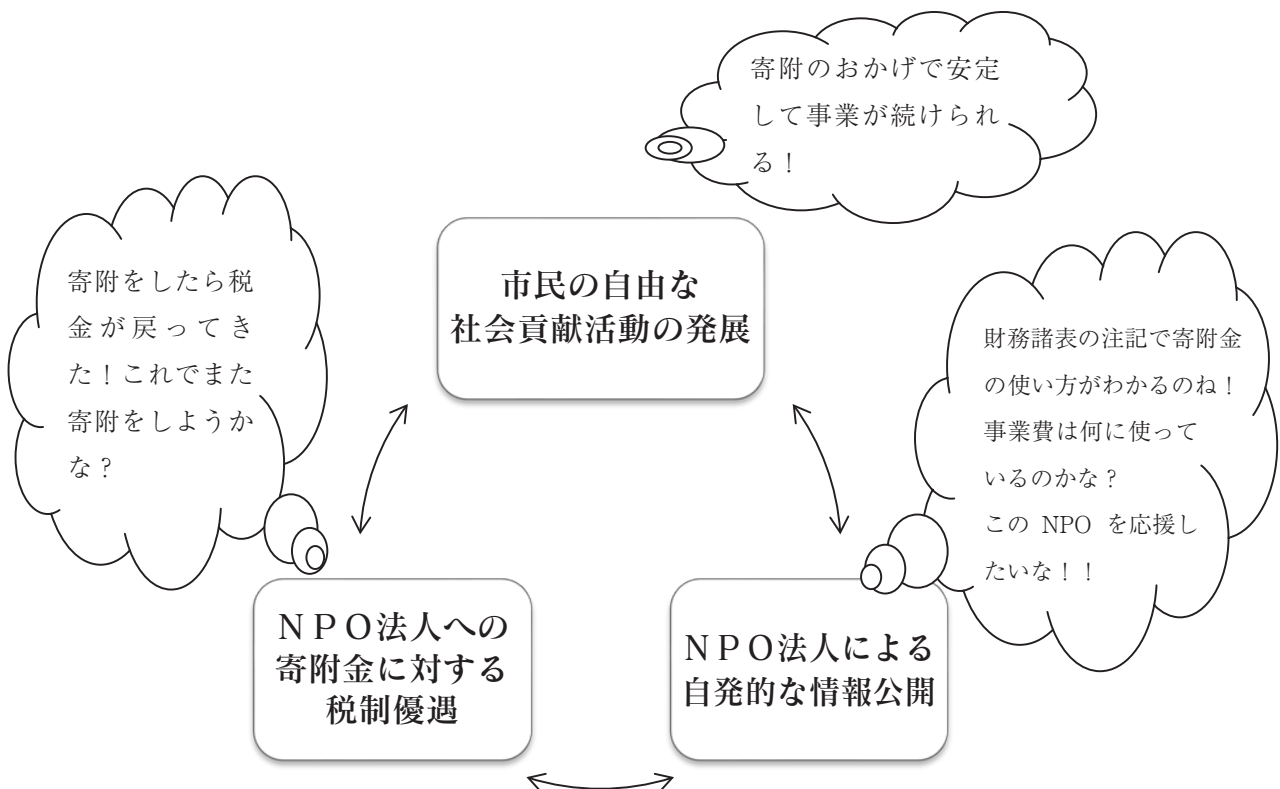
NPO法人の設立については、申請書類の内容や手続きが適正で法令違反がない場合、所轄庁は認証をすることになっています。これに対し、認定NPO法人は様々な税制上の優遇措置を受けられるため、この制度を利用した不正や不公平がないよう、所轄庁は認定基準を満たしているかどうか審査し、公益性が高く、運営組織や事業活動が適正と認めたNPO法人だけを認定します。



## 2. NPO法改正と税制改正について

平成23年6月にNPO法と寄附に関する税制が改正されました。この2つの改正には密接な関係があります。

NPO法は、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動を促進することを目的として作られた法律です。そのため、自由な活動を妨げることがないように、明らかな法令違反がある場合を除いて、所轄庁はNPO法人に対する監督ができないことになっています。一方、NPO法人には情報公開の義務があり、一般市民が所轄庁に代わってNPO法人を監視する役目を果たしています。今回の改正では、認定基準の緩和や仮認定制度の導入、税制上の優遇措置の拡充により、寄附を集めやすい環境を整えた一方で、集めた寄附金の使い道の説明などの情報公開制度がさらに強化されました。



### 3. 認定基準の概要

認定NPO法人になるためには、次の1号から8号までのすべての基準を満たす必要があります。仮認定NPO法人の場合は1号の基準が免除になります。なお、欠格事由に該当する場合には認定NPO法人、仮認定NPO法人のどちらにもなることができません。

認定基準を満たしているかどうかの判定は、**実績判定期間**（→P26）で行ないますが、1号の③は申請日の前日において、3号と4号の①②、5号、6号、7号は実績判定期間から認定を受ける時まで継続して満たしている必要があります。

注意すべき点は、認定の審査は申請の時点ですでに終了した事業年度における実績で行なわれるということです。これから改善するというのでは、すぐに認定を受けることはできません。基準を満たせないと、さらに2事業年度が経過してからでないと申請することができない場合があります。まずは、基準の内容についてよく理解しましょう。

認定基準とその内容			認定	仮認定
1号	パブリックサポートテ スト (PST)	①総収入金額のうち寄附金の割合が20%以上である ②年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上である ③都道府県または市町村から条例による個別指定を受けている  ※①②③のいずれかの基準を満たしていればよい	○	
2号	公益性の判定に関する基準	共益的な活動、特定の人物や著作物に関する活動、特定の者の意に反した活動等の占める割合が事業活動の50%未満である	○	○
3号	運営組織及び経理に関する基準	①役員総数のうち、役員と親族関係を有する者等の数の占める割合が1/3以下である ②役員総数のうち、特定の法人の役員、使用人並びにこれらの者と親族関係を有する者等の数の占める割合が1/3以下である ③各社員の表決権が平等である ④公認会計士等の監査を受けているか、または青色申告法人と同等の帳簿を記録保存している ⑤不適正な経理を行っていない	○	○

4号	事業活動に関する基準	<p>①宗教活動、政治活動等を行っていない</p> <p>②役員、社員、寄附者等に対して特別の利益を与えていない、及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を与えていない</p> <p>③総事業費のうち特定非営利活動に係る事業費の占める割合が80%以上である</p> <p>④受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額が70%以上である</p>	○	○
5号	情報公開に関する基準	<p>次の書類を事務所において閲覧させることができる</p> <p>①事業報告書等や役員名簿、定款</p> <p>②認定基準に該当する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する事業の内容を記載した書類</p> <p>③役員報酬等の規程及び収益の明細その他の資金の明細、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>④助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途等を記載した書類</p>	○	○
6号	事業報告書等に関する基準	各事業年度において事業報告書、計算書類、財産目録、役員名簿及び10人以上の社員の名簿を所轄庁に提出している	○	○
7号	法令違反等に関する基準	法令違反、不正行為、その他公益に反する事実等がない	○	○
8号	設立後の期間に関する基準	設立の日以後1年超経過している	○	○
	欠格事由 (①から⑥のいずれにも該当しないこと)	<p>①役員の中に暴力団の構成員等その他一定の要件に該当する者がいる</p> <p>②認定等の取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>③定款または事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>④国税または地方税の滞納処分が執行されている、または滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人</p> <p>⑤国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない法人</p> <p>⑥暴力団等に該当する法人</p>	○	○

## 4. 認定NPO法人と仮認定NPO法人の比較

### (1) 仮認定NPO法人制度とは

認定NPO法人が少ない原因の一つが、認定基準1号のパブリックサポートテスト（以下「PST」といいます。）にあるといわれています。PSTは、どれだけ多くの人から寄附金を集めたかで公益性を判定する基準です。

認定のためには寄附の実績が必要ですが、一般のNPO法人には寄附金に対する税制優遇措置がないため、寄附が集めにくいというジレンマがあります。

この問題を解決するため、新たに仮認定NPO法人の制度が設けられました。**仮認定はPSTを免除し、寄附をした人等が所得税または法人税の寄附金控除を受けられることで、寄附金を集めやすくした制度です。**

### (2) まずは仮認定NPO法人を目指しましょう！

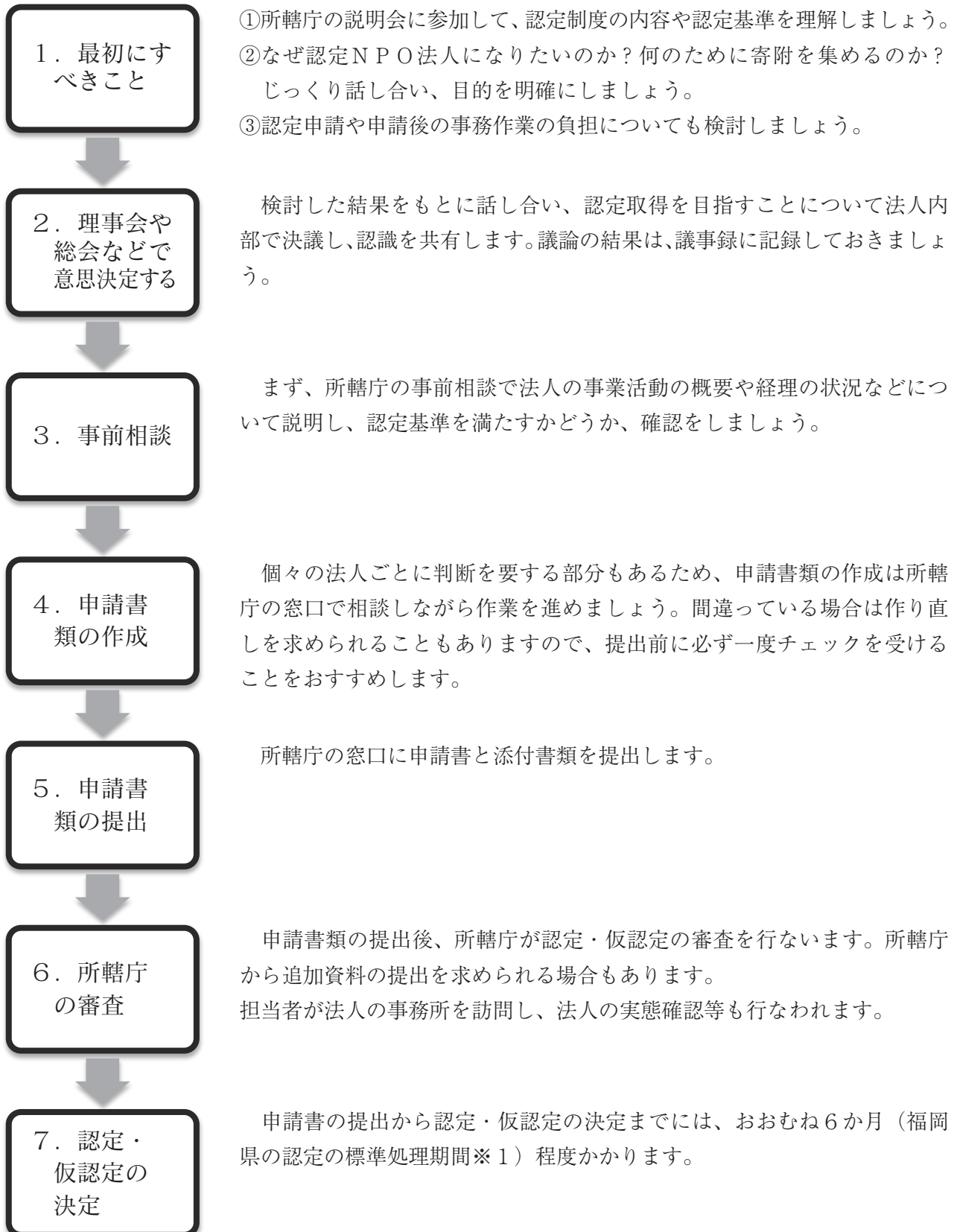
事業収益を主たる資金源としてきたNPO法人を筆頭に、多くのNPO法人はこれまで寄附を集めることにあまり熱心とはいえませんでした。しかし、実は寄附もボランティアと同様に、NPO法人の活動への参加と捉えることができます。つまり直接活動に参加できない人にとっては、**寄附がNPO法人のミッション達成に協力できる手段となります。**

まずは、仮認定NPO法人になって具体的な寄附の目的や目標金額を設定し、支援者に呼びかけをしてみましょう。寄附の実績ができれば、認定NPO法人を目指しましょう。

## 【認定NPO法人と仮認定NPO法人の制度の比較】

	認定NPO法人	仮認定NPO法人
申請ができる法人	申請日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している法人	申請日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している法人 申請日の前日において、設立の日から5年を経過しない法人（ただし平成27年3月31日までは全ての法人が申請できる）、かつ仮認定を一度も受けたことがない法人
認定（仮認定）の有効期間	認定の日から5年 （ただし、認定更新の申請中に有効期間が満了した場合は申請に対する処分があるまで有効）	仮認定の日から3年
認定（仮認定）の更新	認定基準を満たせば何度でも更新可能	仮認定の更新はできない
認定基準	8つの認定基準を満たし、かつ欠格事由に該当しないこと	PSTを除く7つの認定基準を満たし、かつ欠格事由に該当しないこと
税制優遇措置の種類	①個人が寄附をした場合・・・所得税、住民税 ②法人が寄附をした場合・・・法人税等 ③相続人が相続財産を寄附した場合・・・相続税 ④認定NPO法人が納付する法人税等	①個人が寄附をした場合・・・所得税、住民税 ②法人が寄附をした場合・・・法人税等
認定基準を判定する実績判定期間	認定申請日の直前に終了した5事業年度（ただし初回申請の場合は、2事業年度）	仮認定申請日の直前に終了した2事業年度
認定後の情報公開に関する義務	NPO法人に義務付けられる事業報告書等のほかに、毎年、所定の書類を作成し事務所に備え置いて閲覧させ、所轄庁へ提出する必要がある 2以上の都道府県に事務所がある場合は、所轄庁以外の事務所がある都道府県知事にも提出する	認定NPO法人と同じ

## 5. 認定までの流れ(フローチャート)





### ※1 標準処理期間

標準処理期間とは、「行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めること。(行政手続法第6条)」という規定に基づいて定められる期間のことです。

福岡県では、認定NPO法人等の申請に関する標準処理期間を6か月としています。ただし、書類に不備があって再提出をした場合や、追加書類の提出が遅れた場合などは、これらにかかった日数は6か月には含まれませんので、注意が必要です。



